

埋蔵文化財発掘調査に関する  
安全衛生マニュアル

2019

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県埋蔵文化財センター

# 目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 安全衛生マニュアルの主体とその範囲	1
3. 安全衛生マニュアルの適用範囲	1
4. その他	1
第2章 安全衛生教育	2
1. 安全作業の心構え	2
2. 健康管理	2
3. 整理・整頓・清掃・清潔	2
4. 熱中症対策	2
5. 交通安全	2
第3章 発掘調査現場事務所と関連設備	3
1. 施設関係	3
2. 備品等の点検・整備	4
3. 衛生管理	4
4. 緊急連絡表	5
第4章 発掘調査を安全に進めるために	6
第1節 発掘調査地周辺の地理及び環境に関する情報収集の内容	6
1. 気象・自然情報	6
2. 交通情報	6
3. 隣接建造物	6
4. 風土病・蛇等	6
5. 埋設物の確認と土壌検査	7
6. その他の情報	7
第2節 発掘調査の準備	7
1. 作業主任者の駐在	7
2. 発掘調査区域の明示	7
3. 防塵ネットの設置	8
4. 土止め対策	8
5. 沈砂池・ノッチタンクの設置	9
6. 避雷針の設置	9
第3節 発掘調査などに必要な用具とその保管	9
1. 油脂庫（ガソリン・軽油・灯油等の貯蔵）の設置	9
2. 薬品類の保管と取り扱い	10
3. 救急用具の常備	10
4. 消火器の設置	10
5. 発掘用具	10
第4節 発掘調査で確保する通路	10

1. 作業用通路 .....	10
2. 緊急時の避難路 .....	11
3. 発掘調査現場への出入口 .....	11
4. 発掘調査区域への出入口 .....	11
第5節 始業前の確認 .....	11
1. 朝礼 .....	11
2. 身なりについて .....	11
3. 道具 .....	11
4. ベルトコンベア .....	12
第6節 表土掘削 .....	12
1. 伐採・除草 .....	12
2. 重機の使用 .....	12
第7節 発掘調査 .....	14
1. 足元の確認 .....	14
2. 道具の取り扱い .....	14
3. 危険箇所の表示 .....	14
4. 焼夷弾・不発弾等の対応 .....	14
5. 汚染土壌・薬品等の対応 .....	14
6. 緊急時の対応 .....	14
7. 低湿地の調査 .....	14
8. 傾斜地・山・谷間の調査 .....	15
9. 井戸の深掘り調査 .....	15
10. 地質調査のための深掘り .....	16
11. 横穴式石室の調査 .....	16
12. 地下式土壙等の調査 .....	16
13. 窯跡の調査 .....	16
14. 埋め戻し .....	17
第8節 調査記録について .....	17
1. 写真撮影時の注意 .....	17
2. 脚立を使用した写真撮影.....	17
3. ローリングタワーからの写真撮影 .....	17
4. 高所作業車からの写真撮影 .....	17
5. ドローン・ラジコンヘリコプターによる写真撮影 .....	18
6. 測量時の注意 .....	18
第5章 整理作業 .....	19
第1節 一次整理 (出土遺物の洗浄・乾燥) .....	19
1. 洗浄 .....	19
2. 水洗選別 .....	19
第2節 二次整理 (報告書作成) .....	19
1. 接合 .....	19
2. 復元 .....	19
3. 実測 .....	19
4. トレース .....	19
5. 写真撮影 .....	19
6. 遺物登録・注記 .....	20

第3節 遺物の取納 .....	20
1. 資料の搬出、搬入、移動、取納等の作業.....	20
2. コンテナ等の積上げ作業 .....	20
3. 通路の安全確保 .....	20
第6章 地震・集中豪雨・洪水・落雷 .....	21
第1節 地震 .....	21
1. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたら.....	21
2. 「南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった」 評価の情報が発表.....	21
3. 地震が起きたら .....	21
4. 避難誘導 .....	22
5. センターと関係機関への報告 .....	22
第2節 集中豪雨・洪水・落雷 .....	22
1. 天気予報 .....	22
2. 調査現場における対応 .....	23
3. 現場事務所や休憩所、 整理作業中における対応 .....	23
4. センターと関係機関への報告 .....	23
第7章 応急手当 .....	24
1. 出血していたら .....	24
2. 意識がなければ .....	24
3. 呼吸・脈拍がなければ .....	24
4. 体位管理 .....	24
5. 打撲 .....	24
6. 捻挫 .....	24
7. 骨折 .....	24
8. 熱中症 .....	25
9. やけど .....	25
10. 虫さされ .....	25
11. マムシ咬傷 .....	25
12. 心疾患について .....	25
13. 脳疾患について .....	25
付 編 .....	26
1. 薬品類の取り扱いについて .....	27
2. 救急セット表 .....	34

# 第 1 章 総 則

## 1. 目的

この指針は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団安全衛生管理規程に基づき、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センターが実施する埋蔵文化財発掘調査（以下「調査」という。）において、安全衛生のために講ずべき必要な措置を定める。

## 2. 安全衛生マニュアルの主体とその範囲

調査に関わる管理員、発掘調査委託業者の現場代理人（土木施工管理技術者）、発掘調査補助員、測量技師、測量技師補、発掘作業員、普通作業員（土木作業員）、整理作業員、及び報告書製作に関わる整理調査にあたる整理委託業者の主任技師、整理作業員、及び埋蔵文化財センターの整理補助員、事務作業員（以下「調査に関わる者」という）は、調査に関して、施行方法及び作業手順等について、安全な作業の遂行を損なうおそれのないように配慮しなければならない。

## 3. 安全衛生マニュアルの適用項目

調査に関わる者は、それぞれの作業に応じて、次の事項を周知徹底させなければならない。

- (1) 発掘調査、遺物整理の安全衛生教育について（第 2 章）
- (2) 発掘調査現場事務所と関連設備について（第 3 章）
- (3) 発掘調査に関わる事前の情報収集について（第 4 章第 1 節）
- (4) 発掘調査現場の環境整備について（第 4 章第 2 節）
- (5) 発掘調査などに必要な用具とその保管について（第 4 章第 3 節）
- (6) 発掘調査現場における避難路と出入り口について（第 4 章第 4 節）
- (7) 発掘調査始業前の確認について（第 4 章第 5 節）
- (8) 発掘調査における表土掘削について（第 4 章第 6 節）
- (9) 発掘調査の作業について（第 4 章第 7 節）
- (10) 発掘調査の写真撮影と測量作業について（第 4 章第 8 節）
- (11) 整理作業について（第 5 章）
- (12) 地震・集中豪雨・洪水・落雷への対応について（第 6 章）
- (13) 応急手当について（第 7 章）

## 4. その他

この総則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

## 第 2 章 安全衛生教育

安全衛生教育は、労働安全衛生法に基づき、新規等の作業着手前に作業前の「安全衛生教育」と定期的な作業の「安全衛生指導」、これらの講習に加えて通常の安全喚起とその確認作業を実施することが望まれる。

### 1. 安全作業の心構え

- (1) 事故を防ぐためには、作業の段取りや順序を熟知し、発掘調査や一次・二次整理時の道具や機器類の使用方法を理解しましょう。
- (2) 作業の内容、手順については作業前に十分な確認を行い、意欲をもって仕事に取り組み、誤判断・誤操作をなくし、危険な行動をとらないようにしましょう。
- (3) 服装は身体に合ったもので、季節に応じそれぞれの作業に適した服装を着用し、服装に乱れはないか（袖・裾の乱れ、ホックは閉めたか）、頭の保護にヘルメットとアゴ紐を締めたか、高所作業での安全ベルトを着用したかを確認しましょう。
- (4) 作業するにあたって、無理な作業姿勢と作業動作が生じないように心がけましょう。
- (5) 無資格作業を「しない」「させない」の徹底をしましょう。各種機械の運転、無資格作業を行わないようにしましょう。
- (6) 作業の指示は、現場管理員の指導のもと、発掘調査委託業者の現場代理人、発掘調査補助員などのスタッフの指示と監督のもと実施しましょう。

### 2. 健康管理

- (1) 規則正しい生活を行い、食事、休息、睡眠などを十分にとって、身体の疲労、ストレスを溜めないようにし、また適度の運動など健康保持に努め、自分に適したストレスの解消方法を見つけましょう。
- (2) 定期的に健康診断を受け、再検査・要治療といわれたらすぐに適切な指導・治療を受けましょう。
- (3) 少しでも身体の不調があれば、早めに医師の診断を受けるようにしましょう。
- (4) 日頃から自分自身で健康管理を心がけましょう。

### 3. 整理・整頓・清掃・清潔

- (1) 作業場所は、だれもが気持ち良く作業できるように、道具の場所を決めて、取り出しやすく、使いやすいように整理・整頓に心がけ、ゴミは分別しその日のうちに処理し清潔にしましょう。
- (2) 喫煙場所を指定し、タバコの吸い殻は必ず消し、ゴミとして処理しましょう。
- (3) 室内では定期的に換気を実施し、良好な状態を保つように心がけましょう。

### 4. 熱中症対策

- (1) 朝礼等の際に体調や衣服などの確認を行い、熱中症防止への注意喚起を行きましょう。
- (2) 作業の間に、休憩と水分・塩分の補給をこまめに摂りましょう。

### 5. 交通安全

- (1) 通勤には、時間に余裕を持って、慌てないようにしましょう。急ぎは禁物です。
- (2) 通勤経路にある交通ルールを守りましょう。
- (3) 機材の搬入など、作業に伴う車両の通行には、事前に下調べを行い、無理のない計画を立てましょう。また、車両の入退場の際には、誘導員を配置するなど、安全に留意しましょう。

## 第 3 章 発掘調査現場事務所と関連設備

発掘調査事務所は、発掘調査を安全かつ衛生的に進めていくための施設です。快適な発掘調査を進めるために様々な対策を行いましょう。

### 1. 施設関係

事務所は、調査業務内容に応じた施設を設置しましょう。

(1) 電気・ガス・水道等については、近隣の施設の設置状況に応じて、適切に設置しましょう。

(2) プレハブ施設

ア. プレハブ施設の標準仕様

本体 (ユニット式・組立式)

a. 管理員・現場代理人事務所 (兼用)

54 型ユニットハウス 4 連棟

b. 作業員休憩棟

54 型ユニットハウス 3 連棟 / 20 人

c. 現場器具庫

54 型ユニットハウス 1 連棟

イ. プレハブ施設の付属仕様

(ア) 更衣スペース

事務所・発掘作業員休憩所内に作業着等の着替えを行える更衣施設を設置します。更衣施設には畳・カーペット等を敷き、清潔に心がけて使用しましょう。女性のための更衣室などの設置などを考慮しましょう。

(イ) 畳・カーペット

発掘作業員休憩所内には、昼休みの十分な休憩用や急病人の応急処置など多目的に使えるように畳・カーペット等を敷くようにしましょう。

(3) テント

調査状況に応じ、日除けや雨除けができる簡易な休憩設備として使用します。設置・解体に際しては取り扱いに注意し、倒壊等に十分注意しましょう。

(4) 便所

発掘調査事務所には調査に関わる者 (発掘作業員数など) に応じた便所を、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に準拠し、次の基準で設置しましょう。

設置基準

男性用 大便所は 60 人以内ごとに 1 個、小便所は 30 人以内ごとに 1 個

女性用 20 人以内ごとに 1 個

イ. 注意事項

(ア) 男性用と女性用を区別しましょう。

(イ) 大便所は簡易水洗トイレにしましょう。

(ウ) 仮設トイレの場合、転倒等の事故防止のため、必ず番線等で牽引しておきましょう。

(5) 駐車場

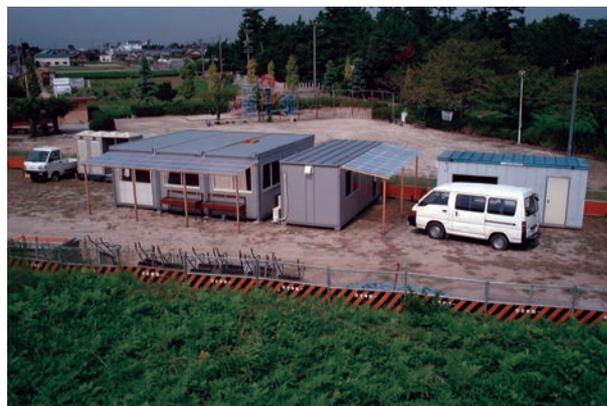
調査に関わる者の通勤や作業用車両の入場等に必要な駐車場を確保しましょう。また、斜面地に駐車する場合は、輪止めなどを使用しましょう。

(6) 発掘調査事務所環境改善用品の設置

ア. 給湯器

やけど・凍結に注意して使いましょう。

イ. シャワー施設



現場事務所

夏季には、帰所時の職員等の身体を清潔にするために、シャワー施設を設置することができます。

#### ウ. 冷暖房具

季節に応じた冷暖房具を設置し、冷房は室温を一定にして（凡そ 28℃）、冷えすぎや熱中症に注意しましょう。暖房は火災防止、換気に注意し、室温を一定にして（凡そ 20℃）、省エネに心がけましょう。

#### エ. 冷蔵庫

腐食しやすい食物や熱中症対策の保冷剤、飲料等は冷蔵庫に保管するようにしましょう。清潔を心がけて使用しましょう。

## 2. 備品等の点検・整備

### (1) 救急用具・AED

発掘調査におけるケガや病気の応急処置のため、薬品・救急用品（付表2 救急セット表 参照）・AED（自動体外式除細動器）等を直ちに使用できる場所に周知・常備しましょう。なお、薬品等は高温の場所を避け、衛生的な場所に保管するとともに、使用期限に注意しましょう。また、その使用方法についても事前に知っておきましょう。

### (2) 火の取り扱い

#### ア. 消火器

事務所には、消火器を常備するとともに、その設置場所を周知して、使用方法について全員で確認し、定期点検・防災訓練なども行いましょう。

イ. プレハブ内のガスレンジ、ストーブ付近には燃えやすい物を置かないようにしましょう。

ウ. タバコは指定場所で吸い、吸いながらは必ず火消し壺に入れましょう。

### (3) 盗難防止

ア. 光学機器などの器材はロッカーなどに収納し、施錠しましょう。

イ. 事務机・更衣ロッカー・車輛には貴重品を置かないようにしましょう。

ウ. 帰宅時には、戸締まりを確認しましょう。

### (4) 台風対策

台風等で暴風雨が予想される場合には、野外にあるコンテナ・一輪車・シートはなるべく室内に移動させ、簡易トイレ・ひさし・看板は風に飛ばないように処置をしましょう。やむを得ず外に置く場合には風で飛ばないようにロープ・番線等で固定しましょう。



台風対策 網掛

## 3. 衛生管理

### (1) 水

衛生面において水の確保は重要です。できるだけ水道水を利用するようにしましょう。

ア. 飲料水は必ず水道水を使用しましょう。水道が使用できず運搬せざるを得ない時には、容器の衛生管理をしっかり行いましょう。

イ. 水道水が使用できない場合に、手洗い等に使用する水は散水車やポリタンクに入れ運搬し、飲料水には用いないようにしましょう。

### (2) ゴミ

ア. 発掘調査事務所で生じるゴミは、各市町村指定の方法に従い分別して処理しましょう。

イ. 産業廃棄物が発生した場合はセンターで行う業者委託を利用して処理しましょう。

### (3) 便所

ア. 使用後は必ず手洗いをしましょう。

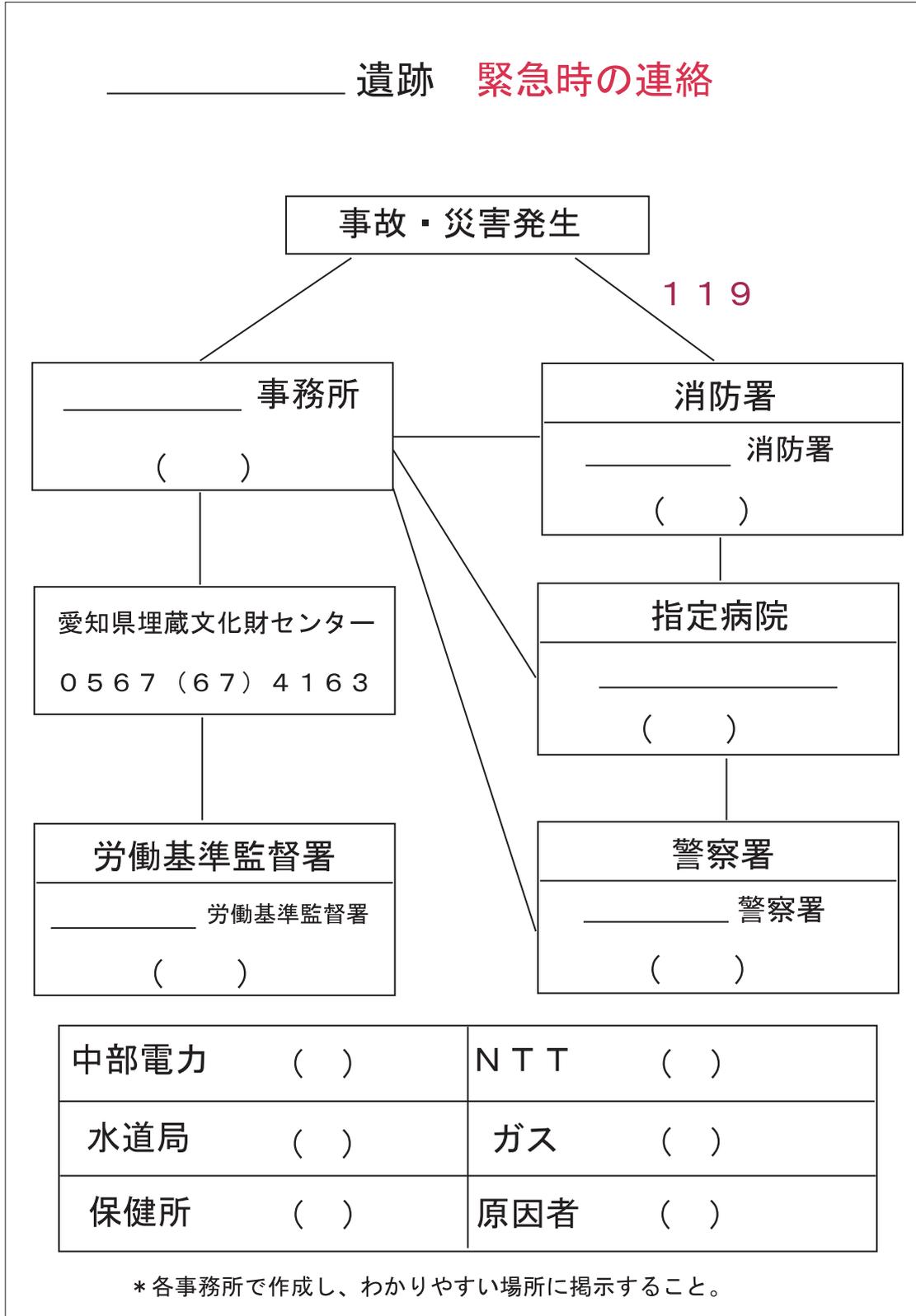
イ. くみ取りは適宜行いましょう。

ウ. 定期的に清掃を行うなど常に清潔を心がけましょう。

エ. 害虫の発生を防ぐため殺虫剤を散布するようにしましょう。また臭気を除去するための消臭剤等も設置します。

#### 4. 緊急連絡表

事務所や休憩所の目の付くところには、必ず緊急連絡表を掲示するようにしましょう。緊急連絡表の大きさは、A2 サイズ（420mm × 594mm）以上の大きさが良いです。



緊急時の連絡表の例

# 第 4 章 発掘調査を安全に進めるために

## 第 1 節 発掘調査地周辺の地理及び環境に関する情報収集の内容

### 1. 気象・自然情報

#### (1) 雷雨・突風・竜巻

雷雨・突風・竜巻などが発生する場所や進行する方向、強さを地元住民から聞き取り等を行い、情報をもとに対策を考えましょう。天気予報なども利用して、備えましょう。

#### (2) 地下水位・地下水

低湿地や谷あいの地下水の高さや地下水の湧水が予想される発掘調査現場では、十分な安全確保ができる対策を考えましょう。

#### (3) ウエルポイントの設置可能の有無

(2) で地下水や湧水の対策が必要で、ウエルポイントを設置する場合において、事前に周辺における井戸の有無を調べ、排水経路・方法を確認しましょう。また、周辺地区の家屋への影響について、関係機関と協議・調整を行い、家屋調査を利用する方法もあります。

#### (4) 稀少動物・植物

オオタカ・クマタカ・イタセンパラ・スズカカンアオイ等の生息状況を事前に調査しましょう。また、関係機関と協議・調整を行い、事前に希少動物や植物の生息状況や分布範囲を確認して、これらへの保存や影響を少なくする措置をとりましょう。



事前打ち合わせ

### 2. 交通情報

#### (1) 道路

発掘作業員等の通勤・移動、重機やダンプカー等の搬入・搬出、調査関連車輛の移動の際の安全確保のために、発掘調査地周辺の幹線・支線道路の交通量、交通状況、交通規制等を把握する必要があります。

#### (2) 通学路

調査地周辺の児童・生徒の通学時の安全を確保するため、通学路の状況を確認し、対策を講じましょう。

#### (3) 鉄道・送電線

鉄道・送電線周辺の調査を行う時は、これを管理する機関と協議して、当該施設の安全確保のために発掘調査実施上必要とする情報を入手し、その対応策を検討しておきましょう。

### 3. 隣接建造物

発掘調査現場に隣接した建造物がある場合は、調査によって建造物が破損しないか、あるいは補強・移設の必要があるか等について検討するために調査区との正確な位置関係や地盤の強度などの状況を確認しましょう。また必要に応じて、写真等の記録を残したり、関係機関協議・調整を行い、家屋調査を利用しましょう。

### 4. 風土病・蛇等

発掘調査地域周辺の風土病について、県健康福祉部健康対策課等関連機関に問い合わせ、状況を確認します。マムシ、ヤマカガシ、スズメバチ、マダニ、ツツガムシ病（東三河地域）については地元住民から情報を得ましょう。

## 5. 埋設物の確認と土壌検査

発掘調査区及び周辺の地下電線・上下水道管・ガス管・暗渠等の埋設物の有無を調査確認します。また、必要に応じて発掘調査区の土壌検査を実施する場合があります。

## 6. その他の情報

非常時の公共避難所の位置を確認するとともに、緊急時の連絡表を作成し事務所の目の付くところに掲示しておきましょう。(第3章 発掘調査現場事務所と関連設備 4. 緊急連絡表 緊急時の連絡表の例 参照)

## 第2節 発掘調査の準備

発掘調査前または調査中に得た様々な情報を検討して、安全衛生の確保を行いましょう。

### 1. 作業主任者の駐在

発掘調査では、労働安全衛生法で定められた作業主任者の選任を必要とする作業があります。2 m以上の地山の掘削、5 m以上の足場の組み立て、2 m以上の「はい」作業（荷の積み上げ、積み下ろし作業、スカイマスターによる作業）等の作業がこれに該当し、事前に得た発掘調査現場の状況から実施する作業と必要な作業主任者を検討します。これらの作業を行う際、必ず作業の有資格者を駐在させて作業を行いましょう。

### 2. 発掘調査区域の明示

発掘調査現場には、土山や穴等の危険な箇所があります。このため事前の情報収集に伴い、一般の人々に危険を周知させたり、関係者にも安全確保のための手段を講じる必要があります。このような時には、次のような措置をとります。

#### (1) 看板による表示（右図参照）

ア. 発掘調査現場事務所の位置を知らせ迅速な連絡・対応がとれるように、案内板・掲示板を設置しましょう。  
イ. 発掘調査における一般の人々の安全確保のため、「危険」「立入禁止」「発掘調査中」の看板を適所に設置しましょう。

ウ. 発掘調査における道路等の切り回し等で通常の生活行動に変化を起す場合、誘導板を設置して安全確保を行いましょう。

#### (2) 安全・防護フェンス等の設置

発掘作業員・地元住民等の安全確保のため、発掘調査地内での状況に応じて次の各種フェンス等を設置しましょう。

#### 杭・ロープ

見通しが良く人通りの少ない場所に適しています。

#### 目隠しフェンス

交通量が極めて多い道路に面した場所及び密集した住宅地に適しています。

#### 安全フェンス

人通りの多い場所に適しています。金属製の単管を用いて固定し、適度な間隔に筋交いを入れて、調査区の外側などに倒れないようにしましょう。

#### 警告灯・反射板

## 埋蔵文化財発掘調査中

業務名 ●●●●年度埋蔵文化財  
発掘調査業務委託その●○

遺跡名 ●○遺跡

場 所 ●○市●○町●○地内

期 間 自平成●●年 ○月 ○日

至平成●○年 ○月 ○日

発注者 公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県埋蔵文化財センター  
電話 0567-67-4163

施工者 ●○株式会社  
●○市●○町●○

電話 000-000-0000

発掘調査の案内看板の例



フェンスの設置例



安全通路設置状況



作業中 立入禁止



ノッチタンクの設置状況



場内鍵施錠

往来のある場所では、夜間の安全確保のため看板、フェンス、バリケード、ガードレール等と併用して設置します。  
バリケード (馬)

発掘調査地内の出入口等では、簡易の対応策として適しています。

ガードレール

交通量の極めて多い場所、特に危険が予想される個所で使用します。

### 3. 防塵ネットの設置

調査地の立地や季節により砂塵が発生し発掘作業員及び周辺住民の健康・農作物の生育等を害する恐れがあります。危険がある場合、通常は散水で対応し、発掘調査現場の状況に応じて防塵ネットの設置を考慮する必要があります。防塵ネットには固定式と移動式があり、現場の状況に応じた設置方法を考えましょう。

### 4. 土止め対策

崩落の恐れのある場所での発掘調査は、土質に合った下記の安全対策を行いましょう。

#### (1) 自立式親杭横矢板

一般的に「H鋼」といいます。水のないところ、下層が礫及び岩盤質に有効です。

#### (2) 遮水山止め式鋼矢板

一般的に「シートパイル」といいます。水のあるところに有効ですが、礫及び岩盤の有るところには不向きです。また、完全な遮水をするためには、シートパイルの接合面に樹脂を塗布すると有効です。

#### (3) 松杭横矢板

簡単な土止めに有効です。



シートパイル 朝日遺跡



松杭横矢板 朝日遺跡

(4) 土のう

簡易な土止めに使います。

(5) シート

発掘調査区の法面や調査に伴う排土の法面などにおいて水の浸透、土の流失防止に有効です。

(6) ネット

落石防止に有効です。

5. 沈砂池・ノッチタンクの設置

遺跡に溜まった雨水や湧水は、沈砂池やノッチタンクに汲み上げて、排水に伴う土砂を沈殿させた後に、決められた場所に排水しましょう。

6. 避雷針の設置

落雷が頻発する恐れのある発掘調査現場では、専門業者に委託し避雷針をたてましょう。

第3節 発掘調査などに必要な用具とその保管

1. 油脂庫（ガソリン・軽油・灯油等の貯蔵）の設置

クローラダンプ・発電機・草刈り・チェーンソー・暖房用ストーブの燃料を保管するために、施錠できる油脂庫を設置します。発掘調査現場には出来るだけ燃料を置か



シート設置状況



沈砂池の状況

(少量危険物の範囲)

危険物の区分	指定数量	貯蔵量	倍数
ガソリン	200リットル	Aリットル	A/200
軽油	1000リットル	Bリットル	B/1000
灯油	1000リットル	Cリットル	C/1000

1種類だけ貯蔵の場合 倍数が1未満であること。

2種類以上貯蔵の場合 倍数の和が1未満であること。

※倍数（または、倍数の和）が1以上になる危険物の貯蔵は、指定数量を越えることになるためできません。

ないことを前提とします。発掘調査現場が補給機関から遠隔で困難な場合のみ設置します。

設置場所は、火気が無く、引火の危険の無い場所を選びます。

ガソリン、軽油、灯油は専用の容器（燃料の種類を容器に明記する）に入れ、油脂庫に保管し、誤用しないように整理しましょう。

#### （１）少量危険物について

ガソリン、軽油、灯油は「消防法」の規制を受ける危険物になっています。これらの危険物は指定数量以上貯蔵することはできません。貯蔵できる危険物の量は、市町村条例で定める「少量危険物」の範囲で、次の通りです。

#### （２）少量危険物貯蔵の届け出

発掘調査事務所で貯蔵する危険物の量が指定数量の5分の1以上（倍数0.2以上）の時は、所轄の消防署に「少量危険物貯蔵」の届け出をする必要があります。また、調査終了後に廃止の届け出をする必要があります。

### 2. 薬品類の保管と取り扱い

基本的に発掘調査現場及び事務所等において薬品類の保管をしません。遺物の取り上げや保存のために必要な薬品は発掘調査事務所において少量保管する場合があります。

薬品は、取り扱い説明書をよく読み、使用法を十分に理解し使用します。特に可燃性、爆発性、毒性（ガス、皮膚に触れると有毒、吸入すると有毒）のある薬品類に関しては、使用する場合は作業する者に説明・周知した上で作業を行いましょう。特に通気を確保したり、ゴム手袋の着用、使用後の手の洗浄等注意しましょう。薬品の保管場所は一定にしましょう。また付編にある「薬品等の取り扱いについて」を参照して下さい。

### 3. 救急用具の常備

発掘調査現場や事務所には調査現場におけるケガや病気の応急処置のため、薬品・救急用品、担架、毛布等を所定の場所に常備しましょう。なお、薬品類は高温の場所を避け、衛生的な場所に保管するとともに使用期限に注意して下さい。また、その使用方法についても事前に確認する必要があります。付編の「救急セット案」を参照して下さい。

### 4. 消火器の設置

発掘調査事務所・休憩所には消火器を常備するとともにその設置場所を周知し、消火器の使用方法についても全員で確認し、定期点検・防災訓練なども行いましょう。

### 5. 発掘用具

調査で使用する用具は損傷の有無を調査前、調査開始後も日常的に行い、著しく損傷した用具を使用しないようにしましょう。特にスコップの破れ、ジョレン・鎌・鉋・かけや・ツルハシ等の柄の装着に緩みが無いかよく点検します。



吸殻入・消火器設置状況

## 第4節 発掘調査で確保する通路

### 1. 作業用通路

事前の情報をもとに、重機やダンプカー、作業用車輛の通路を地元機関や工事関係者と十分打ち合わせを行い、安全確保に努めます。

発掘作業員の通路も同様に安全を確保し、交通量の多い道路の横断や工事区間の通行には特別な通路の確保や小型バスの運用、警備員の配置も必要な場合があります。



通路栈橋設置

## 2. 緊急時の避難路

安全に避難できる方法を十分に検討し、方法を決めておきましょう。

## 3. 発掘調査現場への出入口

ロープ・バリケード等を使用して開閉できるようにします。作業終了時には必ずロープ・バリケード等で出入口を閉めて作業時間外の現場立ち入りを制限します。

## 4. 発掘調査区域への出入口

出入口は安全に通行できるように配慮し、通行方法を全員に周知させましょう。高低差がある出入口の場合や滑りやすい出入口の場合は、手すりのついた階段や滑り止めを行う等安全に努めます。

## 第5節 始業前の確認

### 1. 朝礼

遺構検出・調査にあたっては毎朝始業前に朝礼を行い、発掘作業員の健康状態を確認したうえで、ストレッチ・準備体操等を行いましょ。発掘作業員には、作業内容・作業における注意点を指示し、危険箇所・立入禁止区域の確認をしましょ。



朝礼の風景



朝の準備体操

### 2. 身なりについて

健康管理のため、事故を未然に防ぐためにも身なりを整えるようにしましょ。調査に当たっては、必ずヘルメットを着用しましょ。直射日光を避けるため、また安全のためにも長袖・長ズボン・手袋を着用しましょ。酷寒時には防寒着等で工夫するなど、対策を講じましょ。

### 3. 道具

調査で使用する道具は損傷の有無の日常点検を行い、著しく損傷した道具は使用しないようにしましょ。

#### (1) スコップ・ジョレン・鎌・なた・かけや・ツルハン等

柄の装着にゆるみがないかよく点検しましょ。グラインダーでスコップ・ジョレン・万能・鎌・手ガリなどの刃を整える場合は、必ずゴーグルを着用し、目の保護をしましょ。

#### (2) 一輪車

止めねじの緩み、タイヤのパンクなどがないか、よく確かめた上で使いましょ。保管時には立てて置き、強風などで飛ばされないようロープ等で固定しましょ。

#### (3) 発電機

盗難防止のため、ロープなどでしっかり固定しましょう。

#### 4. ベルトコンベア

##### (1) 現場への搬入

ベルトコンベアを搬入する際には、現場代理人等の監督のもと、誘導員の誘導に従い、搬入しましょう。その際には各機械などの有資格者が作業をしましょう。

##### (2) ベルトコンベアの運搬

調査現場内でベルトコンベアを運搬する時は、現場代理人等の指示のもと、適当な人数であたり、手や足を挟んだり、腰を痛めないようにしましょう。また運搬時には、トレンチやベルト、遺構の凹みなどを確認して、転倒などに注意しましょう。

##### (3) ベルトコンベアの設置

ベルトコンベアの設置は、安定した場所を選び、設置後は崩落しないように、番線で固定しましょう。まくら木を用いて結節する時には、まくら木を巻いて結節するか、4ヶ所で結節しましょう。ベルトコンベアが6台以上になる場合は、発電機とともに分電盤を設置し、アース線を利用しましょう。

##### (4) ベルトコンベアの運転

ベルトコンベアの運転時には、土砂を乗せる際などの巻き込まれの事故に注意しましょう。また、巻き込まれや土砂の溜まりができた場合など、緊急の停止ができるように、緊急停止装置を利用しましょう。

##### (5) ベルトコンベアの橋脚の利用

作業中にベルトコンベアの上を跨いだり、下をくぐるのは危険です。ベルトコンベアの上に移動して利用できる橋脚を固定して、調査区内の移動の便宜を図りましょう。



ベルトコンベアの設置例

## 第6節 表土掘削

### 1. 伐採・除草

- (1) 作業にあたって、現場管理員や調査委託業者の現場代理人などの指示と監督のもと、作業を行いましょ。
- (2) 伐採・除草にあたっては、ヘルメットを必ず着用し、鋸・なた・チェーンソー・草刈機などの使用方法を確認しましょう。また、チェーンソー・草刈機などの使用には運転の有資格者があたり、危険な使用は避けるようにしましょう。
- (3) 伐採にあたっては、危険を及ぼす恐れのあるかん木・枝・つるなどを取り除き、その他 unnecessaryな道具を周囲から離すようにしましょう。
- (4) 作業に当たる人以外は倒木範囲に近寄らないようにしましょう。
- (5) 除草にあたって、飛び石などが飛散するので、人の通行や車両の駐車など、周囲の安全を確認してから作業をしましょう。
- (6) 蜂・毛虫・蛇（特にマムシ・ヤマカガシ）・ダニや漆の木等については、地元住民から事前に情報を収集し、十分注意しましょう。
- (7) 伐採・除草後の処理は、事前に事業者と打ち合わせしましょう。

### 2. 重機の使用

- (1) バックホウ・ブルドーザー・ダンプカー・クローラダンプなど、大型重機を使用する場合、オペレーターと十分な打ち合わせをして、安全に作業が進むようにしましょう。
- (2) 発掘作業員には重機の作業半径内立ち入り禁止、急な飛び出しや後ろからの接近禁止など、徹底した安全教育を行いましょ。また重機の作業ヤードを三角コーンなどを使って明示しましょう。